

寄稿

～東京オリンピックエンブレム問題について考える～

羽鳥国際特許商標事務所 弁理士 中村希望

平成二七年度、最も世間を賑わせた知財ニュースと言えば、東京オリンピックエンブレム問題かと思えます。東京オリンピックエンブレムのデザインがベルギーの劇場のロゴに酷似していたため、そのエンブレムをデザインしたデザイナーは、世間からの大バッシングに晒されることになり、当該エンブレムの取下げという形で事態はようやく収束しました。

私自身、一般の方を対象にした講演を行う際、この問題をどう思うか、聴衆の方にお尋ねすることがありますが、多くの方が取り下げは妥当であったと感じているようです。しかしながら、興味深いことに、知財を取り扱う弁理士・弁理士にこの問題についての是非を問うと、ほとんどの先生方は、法律上問題ないと言うことでしょう。一般の方々の感情とは真逆です。

なぜ法律上問題ないと結論できるのででしょうか。エンブレム問題において関係する知的財産権としては著作権と商標権です。まず、商標権は各国ごとに登録するものであり、国を超えて効力は及びません。また、商品や役務ごとに登録しておくものであって、登録してある商標の権利範囲を超えて効力は及びません。このエンブレム案は事前に莫大な費用をかけて国際的な商標調査を行い、適宜調整していたため、商標法上は全く問題ない商標であったわけです。

しかし、世界中には商標登録していないデザインが無数にあり、それらすべてを調査することは現実問題として不可能です。そして、著作権は登録主義を取っていませんので、こういった商標登録していないデザインであっても、著作権は発生します。しかしながら似ている既存のデザインがあつたとしても直ちに著作権侵害にはなりません。既存のデザインを模倣したことが必要です。つまり、後からデザインした人が、既存のデザインを知らなければ、著作権侵害にはなりません。

そのため、本件事案において、他デザインでは模倣があつたようですが、このエンブレムに限って考えれば、著作権侵害とまで言えない、という結論になります。

さて、中小企業が使用するマークはオリンピックのように多くの人の目に触れる機会はありません。しかし、商標調査を行うと、自社のマークの特徴がどこなのか見当をつけることができますし、商標上問題があるか否かを知ることができますので、弁理士に一度ご相談してみることをお勧めします。